

Global Tax Update

米国

デロイトトーマツ税理士法人

2021年6月4日号

※本ニュースレターは、Deloitte Tax LLP が発行したニュースレターの抄訳です。
日本語訳と原文（英語）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

Green Book の公表

2021年5月28日にホワイトハウスは2022年度の予算案を公表しました。中産階級以下に対する減税を実施するために必要な財源及び政府が American Jobs Plan と American Families Plan で提案している従来のインフラストラクチャープロジェクト及び雇用に対するインフラストラクチャーイニシアチブへの数兆ドルの新規支出の財源を補うため、大企業及び高所得者を対象とした増税が要求されています。バイデン大統領はこれまで3月に公表された American Jobs Plan/Made-in America Tax Plan 及び4月に公表された American Families Plan の中で大枠でこれらの提案について言及してきましたが、予算案及び財務省による補足説明書（Green Book）において、施行日や連邦歳入に与える影響等、改正案が具体的に説明されています。

American Jobs Plan 及び Made-in America Tax Plan に関するニュースレター（「[バイデン大統領による税制改正の提案「American Jobs Plan」の発表](#)」Global Tax Update 2021年5月26日号、PDF）以降のアップデート部分を（※）以後に要約して記載します。

■ 法人税率の28%への引上げ（現行21%）及び国際課税の強化

（※）税率引上げの適用事業年度は2022年1月1日以後開始する事業年度。3月決算会社の場合、2022年3月期に期間計算で部分的に反映

■ 20億ドルを超える会計利益を有する企業に対する15%のミニマム税の導入

（※）ミニマム税は会計利益に基づく暫定的なミニマム税から通常の計算に基づく法人税を控除した金額。会計利益に基づく暫定的なミニマム税は、税引前会計利益に15%を乗じた後、一般的な税額控除（R&D控除、グリーンエネルギー及び住宅税額控除）及び外国税額控除が控除。適用事業年度は2022年1月1日以後開始する事業年度

■ グローバル無形資産低課税所得（Global intangible low-taxed income：以下「GILTI」）の実効税率を21%に引き上げ、GILTI 及びそれに伴う外税控除の計算を国単位に変更すると共に QBAI（Qualified Business Asset Investment：CFC保有の固定資産）から計算される非課税枠（QBAI x 10%）を撤廃

（※）高税率適用除外規定（High Tax Exception）は廃止。適用事業年度は2022年1月1日以後開始する事業年度

■ FDII（Foreign-derived intangible income：物品輸出・US外へのサービスからの所得）の所得控除を廃止し、より効果的なR&D投資インセンティブを拡大

（※）適用事業年度は2022年1月1日以後開始する事業年度

■ 税源浸食及び濫用防止税（Base erosion and anti-abuse tax：「BEAT」）を廃止し、Stopping Harmful Inversions and Ending Low-Tax Developments（以下「SHIELD」）の導入

（※）SHIELDは同一の財務報告グループに属する低課税国に所在する米国外事業体への米国企業又は米国支店による支払の一部又は全部の損金算入を否認する制度。適用事業年度は2023年1月1日以後開始する事業年度

■ （※）米国外多国籍企業グループに対する利息の損金算入制限について新規規定の導入

新規規定と既存の内国歳入法第163(j)の両方が対象となる納税者は、課税年度ごとに低い方の制限額が適用。新規規定は多国籍グループの連結財務諸表に含まれ、米国の確定申告で年間500万ドル以上の純支払利息を報告する米国のサブグループ（又は独立した米国の事業体）に適用され、連結財務諸表上の純支払利息をEBITDAの占める

割合に基づき米国サブグループに割り振った金額を実際の純支払利息が超過した金額が損金処理不可。金融サービス事業体には適用外。適用事業年度は 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度

- 政府が化石燃料産業を過度に優遇していると主張している優遇税制の廃止
(再生可能燃料の開発とエネルギー効率を促進するために拡大される優遇税制上の歳入減を部分的に相殺するため)
- (※) Renewable electricity production tax credit (PTC) 及び Renewable energy investment tax credit (ITC) の延長及び Direct Pay (補助金制度) の導入
- (※) 個人所得税については通常所得に対する所得税の最高税率を 39.6%へ引上げ(現行 37%)及び 100 万ドルを超える世帯(夫婦でセパレート申告の場合は 50 万ドル)の長期キャピタルゲイン及び適格配当所得に対して通常所得に対する所得税率(つまり、39.6%)での課税(現行 20%)。

適用年度は 2022 年 1 月 1 日以降に開始する課税年度

※参考資料

ニュースレター：[Tax News & Views \(windows.net\)](#)

Green Book：[General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2022 Revenue Proposals \(treasury.gov\)](#)

本ニュースレターは、2021 年 6 月 4 日時点の情報に基づいて執筆しています。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

Deloitte Tax LLP

New York 事務所

パートナー 池田 敏郎 toshikeda@deloitte.com

シニアマネジャー 村岡 欣潤 kimuraoka@deloitte.com

マネジャー 二杉 寧 yanisugi@deloitte.com

ニュースレター発行元

デロイト トーマツ 税理士法人

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel : 03-6213-3800 (代)

email : tax.cs@tohmatsu.co.jp

会社概要：www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス：www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー ファーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー ファーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課したは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー ファーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファーム または関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー ファーム であり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナル サービス の分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバー ファーム や関係法人のグローバル ネットワーク (総称して “デロイト ネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters” を自らの使命とするデロイト の約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001